

辺野古埋め立て土砂搬出反対ニュース

北九州連絡協議会《2015年11月20日・No33》

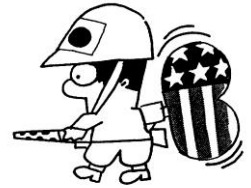
連絡先…森下宏人 090-9495-3902 八記久美子 080-1730-8895



無法国家一直線の安倍政権…戦争法に続き、辺野古でも政府が辺野古での代執行を求め知事提訴

は～い、沖縄防衛局さん。わたし石井国土交通相は、私人としての、あなたの不服審査請求による、「翁長知事がおこなった、埋め立て承認取り消し」の取り消しを認めま～す。工事は進めていいですよ。

防衛省沖縄防衛局は、一般の《私人》になりすまし、翁長知事による埋め立て承認取り消しの「被害者」を演じ、所管の国土交通省相に知事の決定の不服審査請求と一時執行停止を申し立てました。



安倍政権は、翁長知事による辺野古埋め立て承認の取り消しは「違法」とし、沖縄県に代わって、国が承認取り消しを撤回する、「代執行」に向けた訴訟を、福岡高等裁判所那覇支部に起こしました。原告は公有水面埋立法を管轄する、石井啓一国土交通相となります。

行政不服審査法は、不当な行政権力から、国民の権利を守るためのものよ。辺野古新基地建設は、誰が見ても国の事業だわ。法律をねじ曲げ悪用するなんて、許せない。



提訴は県民にとって『銃剣とブルドーザー』による強制接収を思い起こさせる。沖縄の基地はすべて強制収容された土地の上に成り立っている。みずから奪っておいて、代わりに別の場所を差し出せという。こんな理不尽な事はない。



《矛盾が矛盾を生んでいる》

公有水面埋立法の32条では、県知事が埋め立て承認の取り消しや条件変更、工作物の撤去など、いろいろな命令か出せるようになっています。

国はこれまで、「これは、民間の事業者が申請をした時だけ適用できる」主張してきました。

今回、沖縄防衛局が民間事業者と同じ様な立場で申請したわけですから、32条が適用されるようになるわけです。

裁判は、国の不当性を明らかにする闘いです。裁判を通じて、政府を追い詰める国民世論を高めましょう。

政府と沖縄県の法廷闘争までの経緯と見通し

県 知事が名護市辺野古沿岸部の埋め立て承認を取り消し (2015年10月13日)

行政不服審査法に関する手続き	代執行の手続き
----------------	---------

国 沖縄防衛局が取り消し処分について、不服審査請求と一時執行停止を国交相に申し立て (10月14日)



国 国交相が一時執行停止を決定 (10月27日)

国 代執行手続きの着手を閣議で了解 (10月27日)

国 国交相が取り消し処分撤回を勧告 (10月28日)

国 防衛省が埋め立て本体工事に着手 (10月29日)

県 知事が一時執行停止を不服として国地方係争処理委員会に審査を申し出 (11月2日)



90日以内

県 知事が勧告を拒否 (11月6日)

国 国交相が取り消し処分撤回を指示 (11月9日)

県 知事が指示を拒否 (11月11日)

国 国交相が代執行を求め高裁に提訴 (11月17日)

高裁で口頭弁論 (12月2日)

係争委が審査結果を決定

30日以内

高裁判決

県が審査結果に不服の場合、国を相手取り高裁に提訴?

最高裁判決?